

入 札 公 告 兼 入 札 説 明 書

量水器総合管理業務委託

(令和8年9月29日付け公告分)

神奈川県企業庁企業局財務部会計課

次のとおり条件付き一般競争入札を行います。
令和8年9月29日

神奈川県公営企業管理者
企業庁長 浦邊 哲

この入札公告兼入札説明書は、本入札に係る公告、並びに、次に掲げる法令のほか、この入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を明らかにするものです。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）
- (3) 神奈川県公営企業財務規程（昭和42年企業管理規程第11号）
- (4) 競争入札の参加者の資格に関する規則（昭和40年神奈川県規則第106号）

このほか入札に係る詳細な手続等については、「工事に使用する物件以外の物件の買入れ、印刷の請負、物件の借入れ及び業務委託に係る電子入札実施要領」※によることとします。

※（<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/bc2/cnt/f100567/index.html>）

1 調達内容

- (1) 業務名
量水器総合管理業務委託
- (2) 業務内容等
別紙「量水器総合管理業務委託仕様書」（以下「仕様書という。」）
及び契約書（案）のとおりに
- (3) 履行期間
令和9年2月1日から令和12年1月31日まで
- (4) 履行場所
別紙仕様書のとおりに

2 入札参加者に求められる資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者で、同条第2項の規定により一般競争入札に参加させないこととした者に該当しないものであること。
- (2) 神奈川県入札参加資格者名簿（物件の買入れ・物件の借入れ・一般業務の請負等）において営業種目として「運搬・保管の請負」に登録されている者で、「A」又は「B」の等級に区分されているものであること。
- (3) 倉庫業法に定める国土交通大臣の行う登録を受けていること。
- (4) 神奈川県の指名停止期間中の者でないこと。
- (5) 仕様書に示す業務を公正かつ的確に遂行し得る者であること。
- (6) 労働保険加入事業所であること。

3 入札に関する事務を担当する所属

郵便番号 231-8588
所在地 横浜市中区日本大通1 神奈川県庁新庁舎10階
機関名 神奈川県企業庁企業局財務部会計課経理調達グループ 担当：山本
電話番号 (045) 210-1111 内線7043
ファックス番号 (045) 210-8900

4 入札参加希望者に求められる義務

入札参加希望者は、かながわ電子入札共同システムにより競争参加資格確認申請書受付締切日時までに、競争参加資格確認申請を行ってください。

確認申請の結果については、所定の期限までに、かながわ電子入札共同システムによる競争参加資格確認通知書により通知します。

5 入札日程

かながわ電子入札共同システムにより手続きを行います。

- (1) 競争参加資格確認申請書受付締切日時
令和8年10月15日(木) 17時00分
- (2) 質問受付期間
令和8年9月29日(火) 8時30分 ～ 令和8年10月8日(木) 17時00分
質問方法については、9の(4)をご参照ください。
なお、回答については、かながわ電子入札共同システムにより令和8年10月14日(水)17時15分までに閲覧に供します。
- (3) 競争参加資格確認通知書発行日時
令和8年10月21日(水) 17時15分 までに発行します。
- (4) 入札書提出期間
令和8年10月22日(木) 8時30分 ～ 令和8年10月26日(月) 13時00分
- (5) 開札予定日時
令和8年10月26日(月) 13時10分

※開札時間は多少遅れる場合があります。ご了承ください。

※この入札で予定価格以内の入札がない場合は、再入札を実施します。なお再入札の実施に当たっては、開札処理後に直ちに通知するものとし、その日程は、本説明書の記載にかかわらず、再入札通知書によるものとします。

6 入札執行権者

神奈川県公営企業管理者企業庁長 浦邊 哲

7 落札候補者及び落札者の決定方法

神奈川県公営企業財務規程第148条第1項の規定に基づいて定めた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とし、その者について、2の(3)及び(6)の入札参加資格を審査し、要件を満たしていることが確認できた者を落札者とします。

審査の結果、その者が要件を満たしていることが確認できないときは、当該入札を無効とし、次に価格の低い入札者について同様の審査をします。その入札を無効とした場合は、順次、価格の低い入札者から同様の審査をします。

落札候補者として連絡を受けたものは、翌日（閉庁日を除く。）の17時までに8に掲げる提出書類を3の所属宛にファックス等で送付してください。

なお、同価のため複数の者が落札候補者となった場合は、くじ引きにより落札候補者の審査順位を決定の上、第1順位の落札候補者について審査し、要件を満たしていることが確認できた場合に落札者として決定します。

審査の結果、その者が要件を満たしていることが確認できないときは、当該入札を無効とし、第2順位の落札候補者について同様に審査します。この審査の結果、その者の入札も無効とした場合は、順次、順位の高い落札候補者について同様に審査します。

なお、くじ引きの具体的な方法については、別添「くじ引きの方法について」をご参照ください。

8 落札候補者が提出する書類

競争入札参加資格説明資料

9 その他

- (1) 入札保証金
免除します。
- (2) 入札の無効
次に掲げる入札は無効とします。
ア この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札及び入札の条件に違反した入札
イ 契約締結前に談合情報があり、調査の結果、談合の事実があったと認められた場合の入札
- (3) 調達に関し要した費用
入札参加者及び契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者及び当該契約の相手方が負担するものとします。

(4) 案件についての質問及び回答

仕様等について質問等がある場合は、かながわ電子入札共同システムの説明要求機能を使用して行ってください。入札説明書説明請求期限までは仕様に関する質問及び回答が発生する場合がありますので、入札参加者は入札前に必ず説明要求機能を使用して内容を確認したうえに入札してください。

(5) 入札する金額

入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（消費税及び地方消費税抜きの金額）を入札金額として入力してください。見積もりにあたっては、物価上昇や賃上げの状況を踏まえ積算してください。

また、本件は長期継続契約であることから、総合計金額（消費税及び地方消費税抜きの金額）を入札金額としてください。

(6) 契約する金額

入札金額の100分の110を乗じて得た金額とし、その金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとします。

(7) 入札を辞退する場合

入札を辞退する場合は、かながわ電子入札共同システムにより入札書提出締切日時までに、辞退届を提出してください。

(8) 入札の参加資格がないとされた者の説明要求

入札の参加資格がないとする旨の通知を受理した者で、その理由に不服がある者は、通知日の翌日から起算して5日以内に3に記載する所属に対し説明を求めることができます。

(9) 契約書の作成

ア 本契約は、契約担当者及び契約の相手方双方の記名押印による書面契約により契約を行うこととします。

イ 契約書は、契約書（案）を基に作成し、2通作成したうえで各自その1通を所持するものとします。

ウ 契約条項

別紙契約書（案）のとおり

エ 契約を締結する所属の名称及び所在地

3に記載する所属

オ 落札者が決定通知のあった日から7日以内に当該契約を締結しない場合は、その落札は効力を失います。

(10) 契約を締結した日の属する年度の翌年度以降の予算の金額について減額又は削除があった場合には、当該契約は変更又は解除します。

(11) 業者調査への協力

本入札を落札し契約する場合には、県が予算執行の適正を期するために行う、契約の処理状況に関する調査への協力に、あらかじめ同意していただきます。このため、本入札を落札し契約する場合に取り交わす契約書には、次の条文を設けています。

（業者調査への協力）

第〇条 発注者が、この契約に係る発注者の予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は、発注者は、受注者に対し、受注者における当該契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。

2 受注者は、前項の要請があった場合には、特別な理由がない限り要請に応じることとし、この契約の終了後も、終了日の属する県の会計年度から6会計年度の間は、同様とする。

(12) 暴力団等排除に係る解除等

本入札を落札し契約する場合には、県が「神奈川県暴力団排除条例」に基づき県の契約から暴力団員等を排除する事項に、あらかじめ同意していただきます。

(13) かながわ電子入札共同システムの操作方法に関する質問は、事業者向けコールセンター0120-921-182（平日9時～17時）までお問い合わせください。

くじ引きの方法について

- 1 同価のため複数の者が落札候補者となった場合は、かながわ電子入札共同システムにて電子くじを実施し、落札候補者の審査順位を決定し、その順位に従って審査を行います。
- なお、電子くじの方法は、次の「かながわ電子入札共同システム（マニュアル）」の抜粋をご参照ください。

かながわ電子入札共同システム（マニュアル）抜粋

電子くじについて

かながわ電子入札共同システムでは、開札の結果くじ引きが必要になった場合に、あらかじめ入札書に入力されたくじ番号を元にして電子くじを実施することができます。

電子くじの仕組みは次のとおりです。

- ① 抽選に参加する業者をくじ番号により昇順に並べ替え、「順位番号」を付与します。
（くじ番号が同値の場合は、入札書提出順とします）
- ② くじ番号合計値 x に発注者が「くじ引き判定ボタン」を押下した日時のミリ秒数 y を加算した数値を抽選参加業者数 z で除算し、その **余り** に 1 を加算した数を「当選数」とします。

計算式： $(x + y) \div z = m \cdots n$ 当選数 $= n + 1$

（例） $x = 16$ $y = 250$ $z = 3$ の場合

$(16 + 250) \div 3 = 88$ 余り 2

当選数 $= 2 + 1 = 3$

- ③ 「順位番号」と「当選数」が一致する業者を「当選者＝**落札者**」^注とします。

※ 同じくじ番号が入力された場合でも、選ばれる落札者は 1 名です。

注：上記枠中の落札者を、第 1 順位の落札候補者と読み替えます。

- 2 上記枠中の②において、余り（青枠内）に 2 を加算した数と「順位番号」が一致する業者を第 2 順位の落札候補者、3 を加算した数と「順位番号」が一致する業者を第 3 順位の落札候補者…と、くじ引き参加者全員の順位を決定します。

第 2 順位の落札候補者以降、余りに加算数値を足した数値が参加業者数を超えたときは、当該数値から参加業者数を引いた数の者になります。

なお、くじ引きの結果については、落札者決定通知書と併せて送付します。